

「守谷中学校いじめ防止基本方針」

守谷市立守谷中学校

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

《基本理念》

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、かつ他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めることを旨として、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処）のための対策を行う。

《いじめとは》

いじめとは、一定の人間関係のある生徒に対して、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

たとえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目して判断する。

《いじめの禁止》

生徒は、いじめを行ってはならない。

《学校及び職員の責務》

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校教育活動に取り組むことができるように、地域、保護者、関係機関との連携を図る。

学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処しつつ、再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①いじめの未然防止

ア 学級経営を基盤とし、いじめが起きにくい、いじめを許さない、生徒一人一人が居心地のよい学級づくりに取り組む。

イ 分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感を味わわせる。

ウ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、好ましい人間関係の構築を図るため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動を取り入れるようにする。

エ 保護者や地域、守谷中学校校区などの関係機関と情報交換や連携を図る。

オ 生徒がいじめ防止に関する理解を深めるために、啓発活動を推進すると共に、いじめ防止に取り組む生徒が自主的に行ういじめ防止に関する集会等の生徒会活動を支援する。

カ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者に、携帯電話やインターネットを通じて送受信された情報の流通性や発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて行われるいじめ(ネットいじめ)についての理解と防止を図る。効果的な対処ができるように、必要な啓発活動や情報モラルの教室・研修会等を定期的実施する。

<守谷中の生徒が考えるいじめとは>

①無意味な上下関係(弱い者いじめ)

②しつこい行動・言葉

※一度でも深い傷を負う行動も含む

③わざと嫌がる行動・言葉

④不公平な状態(やられた方だけがいやな思いをする)

②いじめの早期発見のための措置

(ア)いじめアンケート

■生徒対象いじめアンケート調査(毎月1回の生活アンケート)

■保護者対象アンケート調査

■教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査

(二者面談:随時 三者面談:7月,11月)

■hyperQUテストの活用

(イ)教職員による日常生活の観察

■机を離す。

■授業中、「ワー」などとはやしたてる。

■生徒の机を運ばないなど、その生徒を避ける。

- 物が盗まれたり壊されたりする。
- 仕事を押し付けられる。

(ウ)いじめ調査

- 保健室通室調査(10日目,30日目)。10日目になったら,担任は生徒に話を聞き,原因を究明する。必要があれば,学年主任と生徒指導主事,養護教諭も対応にあたる。
 - 累積欠席調査(10日目,20日目,30日目)。担任及び学年担当者は,欠席理由を明らかにする。対応の必要があれば,その生徒に話を聞く。
- ※全教職員で,学校生活全般(部活動を含む)で,グループに入れないで一人である生徒を発見し,担任及び学年主任,生徒指導主事へ報告する。

(エ)いじめ相談体制

- 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
- スクールカウンセラーの活用
 - 相談場所の確保

(オ)いじめの防止等のための研修及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し,いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等に関する対応を実効的に行うため,次の機能を担う「生徒支援(いじめ防止等対策組織)委員会」を設置する。

〈構成員〉

構成員を校長,教頭,教務主任,生徒指導主事,学年主任,担任,養護教諭,児童生徒支援加配,特別支援コーディネーター,保健主事,進路指導主事,スクールカウンセラー,関係職員とする。その他,校長の判断により,学校運営協力員,PTA,警察,必要に応じて専門的知識を有する者を参加させることができる。

〈活動〉

- ・いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- ・いじめの未然防止,早期発見に関すること。
(アンケート,教育相談)
- ・いじめ事案(受けた者・行った者)に対する対応。
- ・関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携。

- ・その他いじめ防止に係わること。

〈開 催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は即時開催とする。

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けたり、いじめ行為の疑いが発覚したりした場合は、報告から24時間以内に「生徒支援（いじめ防止等対策組織）委員会」を開き、具体的な方針を決定する。
- ・いじめられている生徒や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。また、いじめられている生徒及び保護者と電話連絡や家庭訪問などを行う。
- ・学級担任が一人で抱え込むことがないように、「生徒支援（いじめ防止等対策組織）委員会」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- ・いじめの関係（被害・加害者間）における不要な争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・いじめた生徒に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。ただし、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされている場合をいう。

①いじめに関する行為が少なくとも3か月止んでいること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・発生したいじめの解消の確認は校長が行う。解消の確認がされるまで、全職員が一体となって全力で対応する。犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。

(3) 重大事案への対処

生徒が自殺を企図したり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

は、速やかに次の対応を行う。

- ①重大事案が発生した旨を守谷市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

(4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価に次の項目を加え、適正な事項の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見に関すること。
- ②いじめの未然防止に関すること。

(5) 記録及び保存について

いじめに関する、アンケートや記録文章等は、5年間保存する。

3 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について

詳細については、令和5年2月7日に文部科学省より発出された以下の通知をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ijime_boushi_kaigi/dai2/siryou1.pdf